

前橋市福祉医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 この条例において「<u>電子的確認</u>」とは、<u>保険者に対し、被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することをいう。</u></p> <p>7 この条例において「<u>一部負担金</u>」とは、<u>医療費の額(生活療養標準負担額(次条第1項第2号又は第3号に該当する者が、受療の際に社会保険関係法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)を提示しなかった場合(受療の際に食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。))は、食事療養標準負担額を含む。)に相当する額を除く。)から社会保険関係法の規定により給付された額を控除した額をいう。</u></p> <p>8～9 省略</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としない。ただし、第2号から第5号までのいずれかに該当する者であって、その費用の一部又は全部を負担したものは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者(その保護を停止されている者を除く。)</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(受給資格者証及び減額認定証の提示)</p> <p>第6条 第4条第2項又は前条第2項の規定により受給資格者証の交付を受けた者(以下「<u>受給資格者</u>」という。)は、<u>保険医療機関等で医療を受ける際は、社会保険関係法に規定する電子資格確認又は被保険者証、組合員証若しくは加入者証の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、次に掲げる書類を提示しなければならない。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 減額認定証(第3条第1項第2号又は第3号に該当する受給資格者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額について福祉医療</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 この条例において「<u>一部負担金</u>」とは、<u>医療費の額(生活療養標準負担額(次条第1項第2号又は第3号に該当する者であって、受療の際に社会保険関係法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)を提示しなかったものについては、食事療養標準負担額を含む。)に相当する額を除く。)から社会保険関係法の規定により給付された額を控除した額をいう。</u></p> <p>7～8 省略</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としない。ただし、第2号から第5号までのいずれかに該当する者であって、その費用の一部又は全部を負担したものは、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(受給資格者証及び減額認定証の提示)</p> <p>第6条 第4条第2項又は前条第2項の規定により受給資格者証の交付を受けた者(以下「<u>受給資格者</u>」という。)は、<u>保険医療機関等で医療を受ける際は、被保険者証、組合員証又は加入者証とともに、次に掲げる書類を提示しなければならない。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 減額認定証(第3条第1項第2号又は第3号に該当する受給資格者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額について福祉医療</p>

費の支給を受けようとする場合(受療の際に
食事療養標準負担額の減額に係る認定を受
けていることの電子的確認を受けることが
できる場合を除く。)に限る。)

費の支給を受けようとする場合に限る。)